

## 第11回いすみ市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年11月9日(木) 午後2時00分

2 開催場所 いすみ市役所 3階 大会議室

3 出席委員(13名)

1番 藤平 正一

2番 織本 幸一

3番 鈴木 茂雄

4番 吉清 哲司

5番 池田 誠

6番 中村 好男

7番 三枝 正直

8番 高橋 奈緒美

9番 高浦 伸芳

10番 麻生 等

11番 福山 博久

12番 松崎 秋夫

13番 吉野 鋭致

4 欠席委員(0名)

5 提出議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 非農地判断について

議案第4号 令和5年度第8次農用地利用集積計画(案)について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)について

その他

(開会 午後2時00分)

事務局 委員の皆様、年の瀬が押し迫るなかご出席いただき、誠にありがとうございます。  
ございます。

それでは、ただいまから令和5年第11回いすみ市農業委員会総会を開会いたします。

本日の議案は、6つございます。

定数の確認をさせていただきます。

本日は、委員総数13名全員の出席となっており、出席委員は過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。

それでは、開会に際しまして、藤平会長よりご挨拶を申し上げます。

藤平会長、よろしくお願いいたします。

会長 (挨拶)

事務局 ありがとうございました。

本来でありましたら「いすみ市農業委員会会議規則第4条」の規定により会長に議長をお願いするところですが、事情によりまして「いすみ市農業委員会会議規則第2条」会長が事故ある時は、副会長が職務を代理する、となっておりますことから、議事進行につきまして、織本副会長にお願いいたします。

議長 本日、会長に代わって議事進行を務めさせていただきます、織本です。  
よろしくお願いいたします。

審議に入る前に議事録署名人を指名させていただきます。

議席番号7番、三枝委員、議席番号8番、高橋委員にお願いいたします。

それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたしますが、番号7の案件が、会議規則第10条の議事参与の制限に該当いたしますので、初めに番号1から番号6までをご審議いただき、その後に番号7についての審議をお願いいたします。

はじめに事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請案件について、ご説明いたします。

番号1、譲渡人理由は、譲受人の要望に応じる為です。譲受人理由は、所有農地に隣接し耕作に便利な為です。水稻を耕作します。

申請土地、万木字伊南宿、地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号1です。

番号2、譲渡人理由は、譲受人の要望に応じる為です。譲受人理由は所有農地に隣接し耕作に便利な為です。隣接する所有農地で耕作しているキウイフルーツ、梅、柿を申請地でも耕作いたします。

申請土地、新田字郷戸、地目、畑、〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号2です。

番号3、譲渡人理由は、健康上の理由により耕作出来ない為です。譲受人理由は農業経営規模拡大の為です。水稻を耕作いたします。

申請土地、新田字山崎、地目、田、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号3です。

番号4、譲渡人理由は、農業経営規模縮小の為です。譲受人理由は農業経営規模拡大の為です。水稻を耕作いたします。

申請土地、新田字新田前、地目、田、〇〇〇〇㎡。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号4です。

番号5、譲渡人理由は、相続にて取得したものの耕作出来ない為です。譲受人理由は所有農地に近く耕作に便利な為です。水稻を耕作いたします。

申請土地、山田字高井、地目、田、〇〇〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号5です。

番号6、譲渡人理由は、遠方により耕作出来ない為です。譲受人理由は所有農地に隣接し耕作に便利な為です。所有農地では水稻を耕作していて隣接している申請地でも水稻を耕作いたします。

申請土地、岬町江場土字江川向、地目、田、〇〇㎡。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号6です。

以上、番号1から6につきまして説明を終わります。ご審議の方よろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。  
番号1について、2番、織本から補足説明をいたします。

織 本 委 員 本件に関しては、前年度より耕作しており、あとは事務局説明のとおり  
です。  
よろしく願いいたします。

議 長 次に、番号2から番号4について、4番、吉清委員の補足説明をお願い  
いたします。

吉 清 委 員 はい。4番、吉清です。

2番について説明します。受人の方の宅地と所有農地が隣接しております。  
耕作に非常に便利とのことで、前の方がそこに柿、梅、キウイなどを  
植えてあります。所有農地と一まとめで良いということで、頑張って作っ  
て頂けそうです。

番号3、受人の方は結構、こういう形で出ております。機械とか設備と  
か問題なく作って頂けます。

番号4、受人の方の住所を見て頂けますか。埼玉県川口市ということで、  
埼玉県から現所有農地に休みなどを利用して、自分の教え子だという人を  
連れてきて耕作しています。私が耕作している田の隣でも耕作しており、  
今後もやって頂けると思います。埼玉県からなんでと言いますと、新田に  
家があるのですね。それで定年退職しましたので、これを機にそちらの方  
に移ってくるとのことです。あと機械なのですけれども、これまでは教え  
子が持ってきていたりしていたのですけれども、自分でもあるのですが、  
能力が低いということで、中古になりますますが新たに整えるとのことです。

以上でございます。

議 長 次に、番号5について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高 浦 委 員 はい。9番、高浦です。

山田の田んぼ、〇〇筆です。受人の方はJ A S認定を受けている方で、  
耕作については何も問題ないと思います。

よろしく願いいたします。

議 長 次に、番号6について、12番、松崎委員の補足説明をお願いいたしま  
す。

松崎委員 はい。12番、松崎です。

場所はB&Gに向かう橋の手前になるのですが、図面番号6を見て頂くと分かるのですが、非常に細い田んぼでして、隣を受人が耕作していますので、何ら問題ないと思われます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号1から番号6については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第1号の番号7についての審議に移りますが、議事参与の制限により、藤平委員はしばらくの間、退室をお願いいたします。

(藤平委員退室)

議長 それでは、番号7について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号7についてご説明いたします。

番号7、譲渡人理由は、農業経営規模縮小の為です。譲受人理由は農業経営規模拡大の為です。水稻を耕作いたします。

申請土地、上布施字芳畑、地目、田、〇〇〇〇m<sup>2</sup>。ほか〇〇筆。〇〇筆合計〇〇〇〇m<sup>2</sup>。

権利内容は、売買による所有権移転。図面番号7です。

以上で説明を終わりにいたします。ご審議の方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号7については、3番、鈴木委員の補足説明をお願いいたします。

鈴木委員 はい。3番、鈴木です。

この2か所ですね。2か所とも受人が耕作してとなります。問題ないものと思います。

よろしくご審議の程、お願いいたします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第1号の番号7については、原案のとおり可決されました。

それでは、藤平委員の入室をお願いいたします。

(藤平委員入室)

議長 藤平委員が戻りましたので、議事を進行いたします。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

番号1、本件土地は弥正広田の畑〇〇〇〇㎡で、夷隅文化会館の南側に位置します。図面番号8です。

本申請は令和5年第6回総会にてご審議いただき、許可相当の議決を得ましたが、申請人より取り下げの申出を受け、一旦取り下げた件について再申請を受けたものです。

申請地は、農振農用地に該当し、原則として許可できませんが、転用目的が農業用施設の用に供する場合で、市の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、例外的に許可できるものと考えます。なお、令和5年10月6日付けで農業振興地域整備計画農用地軽微変更通知がなされております。

転用目的は農業用倉庫、〇〇〇〇㎡、農業機械駐車場、洗車場、農業用資材置場、糞殻置場及び作業員用駐車場です。

申請人は農業を行っておりますが、農業用の機械や資材、肥料等を格納する倉庫が狭く、農地から離れている為、申請地に農業用倉庫を建てるほ

か、糞置場等各種施設として利用します。

用水は設置なし。排水は雨水のみで、自然浸透とします。

全体の所要資金は〇〇〇〇万円で自己資金にて行います。

番号2、本件土地は上布施小山の田〇〇〇〇㎡で、布施小学校の北側に位置します。図面番号9です。

申請地は、農振農用地に該当し、原則として許可できませんが、一時転用で、事業目的達成の為に農地を一時的に利用することが必要と認められ、市の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、例外的に許可できるものと考えます。

転用目的は、土砂等の利用による農地造成です。湿地状態で耕作のしづらい田を、嵩上げて畑へと改良しようとするものです。

埋立ての事業計画は、平均〇〇mほど埋立てを行います。法面の勾配は、30度の安定勾配で仕上げ、土砂の崩落を防止します。

また、造成の為に土砂は、東京都中央区の工事から搬入する発生土〇〇〇〇㎡を使用します。

権利の内容は、許可日から6か月間の一時転用です。

土砂の処分費と工事費を相殺する為、費用は掛かりません。

他法令の関係は、小規模埋立て条例が該当し、令和5年10月30日付で環境保全課に許可申請済です。

排水は雨水のみで自然浸透とします。

農地復元後は、ヒマワリを作付けします。

番号3、本件土地は上布施小山の田〇〇〇〇㎡で、布施小学校の北側に位置します。図面番号9です。

申請地は、農振農用地に該当し、原則として許可できませんが、一時転用で、事業目的達成の為に農地を一時的に利用することが必要と認められ、市の定める農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められることから、例外的に許可できるものと考えます。

転用目的は、土砂等の利用による農地造成です。湿地状態で耕作のしづらい田を、嵩上げて畑へと改良しようとするものです。

埋立ての事業計画は、平均〇〇mほど埋立てを行います。法面の勾配は、

30度の安定勾配で仕上げ、土砂の崩落を防止します。

また、造成の為の土砂は、東京都中央区の工事から搬入する発生土〇〇〇〇m<sup>3</sup>を使用します。

権利の内容は、許可日から6か月間の一時転用です。

土砂の処分費と工事費を相殺する為、費用は掛かりません。

他法令の関係は、小規模埋立て条例が該当し、令和5年10月30日付けで環境保全課に許可申請済です。

排水は雨水のみで自然浸透とします。

農地復元後は、ヒマワリを作付けします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、2番、織本から補足説明をいたします。

織本委員 本件に関しては、前に申請がありまして、再度の申請となります。事務局説明のとおりとなります。

ご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 番号2及び番号3について、3番、鈴木委員の補足説明をお願いいたします。

鈴木委員 はい。3番、鈴木です。

2番、3番とも隣接しておりまして、昔は田んぼを耕作していたのですが、ここ数年は湿地ということで、草刈りはしてはいますが耕作はされていませんでした。今回、畑にしたいとのことで、ヒマワリですか、耕作するとのことで、問題ないものと思います。

よろしく審議、お願いいたします。

議 長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第2号については、原案のとおり可決されました。



続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてご説明いたします。

番号1、本件土地は小澤久保下の田〇〇〇〇㎡で、農地以外の筆を含む全体計画は、〇〇〇〇㎡です。浪花小学校の北側に位置します。図面番号10です。

申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地であると考えます。

転用目的は、専用住宅、〇〇〇〇㎡です。

譲受人は両親が住まう隣接地に、親の面倒もみて、将来的に住み続けられる住居を建築します。今回の計画では資金は両親が負担し、土地の所有は譲受人、建物の所有は譲受人及び両親となる計画です。

切土、盛土は実施せず、開発地内での整地を行います。

用水は市営水道、排水について、雨水は自然浸透、汚水及び雑排水は合併浄化槽を通じて前面の国道側溝へ放流します。

権利の内容は売買による所有権移転です。

所要資金は〇〇〇〇万円です。

他法令の関係は、道路法について、令和5年10月25日付けで夷隅土木事務所に道路占用許可申請済です。

以上で説明を終わります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、5番、池田委員の補足説明をお願いいたします。

池田委員 はい。5番の池田です。

事務局の説明のとおりなのですが、私の方で1点言いたいのは、譲受人は私の記憶では、私の記憶というのは、現地確認の時に母親が出てきまして、私が問いかけた時に全く返事が無かったので、私の記憶ではとなりますが、父親と10年以上、歯医者者の経営に携わっており、住所が成田市となっていることです。参考として述べたいと思います。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第3号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号、非農地判断についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号、非農地判断についてご説明申し上げます。

お手元に補足資料、非農地申出写真を配布しましたので、議案と併せてご参照ください。

番号1、申請土地、荻原字矢部、地目、田、〇〇m<sup>2</sup>外〇〇筆、〇〇筆計〇〇〇〇m<sup>2</sup>です。図面番号11番です。

現地は自然荒廃により非農地化し、耕作の計画もないとの事から、非農地通知の申し出があったものです。11月6日に、織本副会長、三枝委員、吉野推進委員、農業委員会事務局2名より現地確認を実施しております。

現況は、お手元配布資料右肩1番の①から⑤のとおり山林化している状態であり、非農地判断を頂きましたら、農地台帳上の現況地目を山林に変更いたします。

番号2、申請土地、新田野字市原、地目、畑、〇〇〇〇m<sup>2</sup>外〇〇筆、〇〇筆計〇〇〇〇m<sup>2</sup>です。図面番号12番です。

現地は自然荒廃により非農地化し、耕作の計画もないとの事から、非農地通知の申し出があったものです。11月6日に、織本副会長、高浦委員、岩瀬推進委員、農業委員会事務局2名より現地確認を実施しております。

現況は、お手元配布資料右肩2番の①から④の写真のとおり山林、原野、雑種地化している状態であり、非農地判断を頂きましたら、農地台帳上の現況地目を山林、原野及び雑種地に変更いたします。

番号3、申請土地、岬町桑田字東大久保、地目、畑、〇〇〇〇m<sup>2</sup>外〇〇筆、〇〇筆計〇〇〇〇〇〇m<sup>2</sup>です。図面番号13番です。

現地は自然荒廃により非農地化し、耕作の計画もないとの事から、非農地通知の申し出があったものです。11月6日に、織本副会長、中村委員、安藤推進委員、農業委員会事務局2名より現地確認を実施しております。

現況は、お手元配布資料右肩3番の写真の赤点の付いているとおりの山林化している状態であり、非農地判断を頂きましたら、農地台帳上の現況地目を山林に変更いたします。

以上で説明を終わります。ご審議の方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の補足説明に入ります。

番号1について、7番、三枝委員の補足説明をお願いいたします。

三枝委員 はい。7番、三枝です。

ここは写真を見て頂いてとおりの、もう山林化しておりますので農地にはと思います。

議長 次に、番号2について、9番、高浦委員の補足説明をお願いいたします。

高浦委員 はい。9番、高浦です。

写真のとおり、一目瞭然で現に農地ではなく、昔はこういう山を開墾して農地としたのかもしれないな、というところです。再耕作可能かという、普通に考えると難しいと考えます。

よろしくお願ひします。

議長 次に、番号3について、6番、中村委員の補足説明をお願いいたします。

中村委員 はい。6番、中村です。

航空写真がありまして、島のように見えますけれども、周りは夷隅川になります。赤い点が対象地で、これで見ても山林と分かるかと、現地へは入って行くのが大変なほど荒れて山林化していますので、やむを得ないかと思ひます。

よろしくお願ひします。

議長 担当委員の補足説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委員 なし。

議長 質疑ないようございしますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願ひします。

挙手全員でございます。

よって、議案第4号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号、令和5年度第8次農用地利用集積計画（案）  
についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号、令和5年度第8次農用地利用集積計画（案）につきまして、  
ご説明いたします。

いすみ市長より、令和5年10月19日付けで、農用地利用集積計画決定依頼がありました。

農業経営基盤強化促進法、改正附則第5条、農用地利用集積計画に関する経過措置により、農業委員会の決定を経ることとなります。

内容につきましては、議案書に記載のとおりで、合計は13ページに記載させて頂いております。

賃借権15件、使用貸借権1件、貸付者16名、借受者9名、田、66,320㎡、畑、4,395㎡でございます。

以上の計画（案）は、農地の効率的利用等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。  
委員 なし。

議長 質疑ないようでございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第5号については、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号、農用地利用集積等促進計画（案）についてを  
議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号、農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、ご説明  
いたします。

農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、農地中間管理事業の推

進に関する法律、第19条第3項の規定により、農業委員会の意見聴取が定められております。

内容につきましては、議案書に記載のとおりで、14ページをご覧ください。

再設定、賃借権3件、借受者3名、田、22,649㎡でございます。

以上の計画(案)は、農地中間管理事業の推進に関する法律、第18条第5項各号に掲げる事項を満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員 なし。

議 長 質疑ないようございますので、原案のとおり決することにご異議ない場合は挙手願います。

挙手全員でございます。

よって、議案第6号については、原案のとおり可決されました。

以上で提出された議案すべての審議が終了しました。

その他になりますが、何かありますでしょうか。

事 務 局 はい。

議 長 事務局どうぞ。

事 務 局 その他といたしまして、地目変更登記に係る照会に対する回答について、報告いたします。

今回は10月31日までに回答済の9件について、議案書16ページから18ページに記載のとおり報告させていただきます。以上で報告を終わります。

議 長 他に何かありますでしょうか。

松 崎 委 員 はい。

議 長 どうぞ。

松 崎 委 員 はい。

今の法務局からの照会に対する回答の件ですけれども、先程の議案第2号の2番、3番で農地造成の件があったかと思うのですけれども、それと隣接して法務局の照会があって、非農地回答しているものが1つあるので

すけれども、これ農地回答の分が転用の許可が必要となるので転用が上がっていて、非農地回答しているものについても転用と同じようなことが計画がされているのでしょうか。

議 長 事務局。

事 務 局 回答いたします。

議案第2号の2番、3番と17ページ記載の農地回答したものとは同じでございます。

法務局からの照会が先にありまして、現地を確認したところ、荒れてはいるものの、農業用機械を用いれば耕作可能と確認しましたので農地回答としました。法務局でも地目変更しなかったようなので、その後、4条申請ということで上がってきたものです。

非農地回答したものについては、現地を確認したところ、碎石が敷かれており、コンテナとか車両が置かれている状態で資材置場の様相で、農地に復元することは困難と確認しましたので非農地回答としました。

以上です。

松 崎 委 員 分かりました。

議 長 他に何かありますでしょうか。

委 員 なし。

議 長 他にないようでございますので、本日の審議事項すべてを終了しました。

以上をもちまして、令和5年第11回いすみ市農業委員会総会を閉会とさせていただきます。ご審議ありがとうございました。

事 務 局 織本副会長、議事進行ありがとうございました。

委員の皆様、慎重審議ありがとうございました。

これにて第11回総会を閉会いたします。

続きまして、次回の総会は12月7日、木曜日、午後3時から大原文化センター1階大会議室を会場として開催いたします。よろしく願いいたします。

繰り返しお伝えいたします。次回12月7日、木曜日の総会は、午後3時から会場は大原文化センター1階大会議室となりますのでご注意ください。

11月の申請受付については、11月21日、火曜日、22日、水曜日、24日、金曜日の3日間となります。現地確認につきましては、11月27日、月曜日及び28日、火曜日で予定しております。スケジュールの調整をよろしくお願いいたします。

次に活動記録簿ですが、本日10月分または9月以前の分をお持ちの方は事務局へ提出をお願いします。

以上で本日の会議日程は全て終了しました。お疲れ様でした。

次に予定されております研修会の準備に少し時間を要しますので、しばらくお待ちください。

(閉会 午後2時40分)





議事録署名人

議長

7番委員

8番委員